

社会福祉法人明和会 理事、監事及び評議員報酬等支給基準

社会福祉法人明和会理事、監事及び評議員報酬等支給基準は、定款第9条（評議員の報酬等）及び第23条（役員の報酬等）の定めに従い、法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給について次の通り定めるものである。

記

理事

各報酬を1万円とする。

理事会	6名	年5回（予定）	30万円
-----	----	---------	------

監事

・理事会	2名	年4回（予定）	8万円
------	----	---------	-----

・評議員会	2名	年2回	4万円
-------	----	-----	-----

・法人内監査	2名	年1回	2万円
--------	----	-----	-----

・県法人監査	2名	年1回	2万円
--------	----	-----	-----

評議員

各報酬を1万円とする。

評議員会	7名	年5回（予定）	35万円以内
------	----	---------	--------